

「千葉市近未来技術地域実装協議会」の公表について

平成 30 年 11 月 28 日

千葉市近未来技術地域実装協議会事務局

千葉市近未来技術地域実装協議会（以下「協議会」という。）の公表について以下のとおり定める。

1 協議会の公表

- (1) 協議会は、原則非公開とし、協議会の終了後、速やかに会議資料を公表するとともに、協議会の議事要旨を作成し、これを公表する。
- (2) 会議資料の公表が、協議会の事業の推進に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、協議会の決定を経て当該資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

2 公表に当たっての留意事項

協議会の出席者は、前項の規定により公表された範囲を超えて、協議会の内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言についてはこの限りではない。

3 公表方法

会議資料、議事要旨の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。